

京都市屋外広告物等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 121 号

京都市屋外広告物等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市屋外広告物等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条第2項第1号中「第17条各号」を「次条各号」に改める。

第37条第2号イ中「登録原票記載事項証明書」の右に「(法定代理人が法人である場合にあっては、前号の書類)」を加える。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、公布の日から施行する。

(都市計画局都市景観部市街地景観課)